

はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る 療養費支給要領

*本要領は、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費支給基準（施術者用）」について、国の通知等や関係団体等の意見を踏まえ改訂したものです。

*今回の改訂箇所につきましては、[網掛け](#)しております。

宮崎県後期高齢者医療広域連合

平成24年5月

平成25年6月7日（改訂）

平成26年4月16日（改訂）

平成28年10月1日（改訂）

平成29年7月1日（改訂）

[平成30年6月1日（改訂）](#)

～ 目 次 ～

1 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る施術

- (1) はり師、きゅう師の施術の支給対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) あん摩・マッサージ・指圧師の施術による支給対象・・・・・・・・・・ 1
- (3) 医師の同意書、診断書の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 同意書（あん摩・マッサージ・指圧療養費）様式について・・・・・・・・ 2
- (5) 支給申請書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (6) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書について・・・・・・ 3
- (7) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の記入について・・・・ 3

2 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る療養費の額

- (1) あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の額・・・・・・・・・・ 4
- (2) はり師、きゅう師の施術に係る療養費の額・・・・・・・・・・ 4
- (3) はり師、きゅう師の施術に係る初検料の考え方・・・・・・・・・・ 5

3 往療料について

- (1) 支給基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 歩行困難の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 定期的・計画的な往療の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 留意事項(特に留意すべき点について)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

5 申請から審査・支払までの流れについて

- (1) 審査委託について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 申請書提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 支給決定及び支払方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

6 施術者情報の登録について

- (1) 新規登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 変更・廃止に係る届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【 関係様式 】

- (1) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請書総括表（別紙1）
- (2) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請書総括表明細書（別紙2）
- (3) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）往療内訳書（別紙3）
- (4) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請書取り下げ依頼書（別紙4）
- (5) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）取扱申出書（新規登録用）（別紙5）
- (6) 療養費（はり・きゅう・マッサージ）取扱申出書（変更・廃止用）（別紙6）
- (7) 療養費支給申請書（はり・きゅう用）
- (8) 療養費支給申請書（マッサージ用）
- (9) 同意書（あん摩・マッサージ・指圧療養費用）
- (10) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（はり・きゅう用）
- (11) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（マッサージ用）

* 様式については、当広域連合ホームページにてダウンロード可能ですので御活用ください

(<http://www.miyazaki-kourei-kouiki.jp/>)。

1 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師に係る施術

(1) はり師、きゅう師の施術の支給対象

療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段がないものとなります。そして、医学的な見地から、はり師、きゅう師の施術を受けることを医師が認め、これに同意した場合に療養費が支給されます。

具体的には、医師の同意書に神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の6疾患の病名があれば療養費の支給の範囲となります。

<療養費の支給対象範囲とされる疾患等>

- ① 神経痛
- ② リウマチ
- ③ 頸腕症候群
- ④ 五十肩
- ⑤ 腰痛症
- ⑥ 頸椎捻挫後遺症
- ⑦ その他保険者が必要と認めたもの（慢性的な疼痛を主症とするもの）

(2) あん摩・マッサージ・指圧師の施術による支給対象

療養費の支給対象となるのは、あん摩・マッサージ・指圧師の施術のうち、医療上必要があって行われたと認められたマッサージが対象となります。このマッサージの適応症は、一律に診断名によることなく、筋麻痺・関節拘縮等であって、医療マッサージを必要とする症例について支給対象とされています（ただし、その傷病が療養の給付として、保険医療機関で十分治療目的を果たすことができない場合。）。

療養費の支給の対象となるマッサージは、筋麻痺、片麻痺に代表されるように、麻痺の緩解措置としての手技、あるいは、関節拘縮や筋委縮が起こっているところに、その制限されている関節可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージです。

(3) 医師の同意書、診断書の取扱い

- ・同意書は、医師の医学的所見、症状経緯等から判断して発行されるものであり、同意書発行の趣旨を勘案し判断を行うこと。
- ・同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師とすること。ただし、同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合は、この限りでないこと。

（「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について」（平成22年5月24日 保医発第0524第4号））

- ・同意は医師の適切な診断を受けたものであれば、治療の先行が条件とはなりません。

（「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料」（平成24年2月13日 事務連絡））

【注意事項】

- ① 同意書、診断書の記載は医師とされており、同意医師の診療科目は規定されておりません。
(歯科医師は対象外)
- ② 同意を求める医師は、原則として当該疾病にかかる主治の医師であること。ただし、主治の医師が学会等で長期不在の場合は、同院の他の医師でも可とします。
- ③ 同意書、診断書は、記載日から初回施術まで概ね2週間以内が適当であるとされています。
(1か月以上経過したものについては、「初療の日」を同意書の起算日とするのではなく、「同意書作成日」を同意書の起算日とすることが適当です。)
- ④ 同意書、診断書の有効期間は、初療の日から3月を経過した時点(初療の日が15日以前の場合は当該月の翌々月の末日、初療の日が月の16日以降の場合は当該月の3か月後の末日となります。)
(例) 7月10日が初療の日の場合、 9月30日
7月18日が初療の日の場合、 10月31日
- ⑤ 更に施術を受ける場合(初療の日から3か月を経過した時点)は、実際に医師から同意を得ていれば必ずしも医師の同意書の添付は必要としませんが、被保険者の状態を把握し適切に支給決定を行うために、同意書の提出について御協力くださいますようお願いいたします。
- ⑥ 商品券の配布など、患者が施術者から経済上の利益を受けて施術を受けた場合は、支給対象となりません。

(4) 同意書(あん摩・マッサージ・指圧療養費)様式について

宮崎県内の施術団体との協議のうえ、同意日が平成24年9月1日以降の同意書より、統一様式での運用を開始しております。当広域連合ホームページにてダウンロード可能です。

(5) 支給申請書について

『はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等についての一部改正について』(平成29年6月26日 保医発0626第3号)に伴い、平成29年7月1日以降の施術分から、同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、施術者ごとに申請書を分けず、一枚の療養費支給申請書において作成してください。

【注意事項】

- ① 同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合は、中心的に施術を行った施術者が施術証明欄に記載してください。
- ② 同一の患者に対して、同一月内に複数の施術者がそれぞれ施術を行った場合は、摘要欄等に施術者氏名とその施術日について記載してください。
- ③ 施術者と施術費用の受領者が異なる場合、施術証明欄については、施術所の代表者(有資格者に限る)等が証明を行っても構いません。
- ④ 一つの療養費支給申請書で複数月にまたがる申請は認められません。

(6) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書について

『はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等についての一部改正について』（平成29年6月26日 保医発0626第3号）に伴い、平成29年7月1日以降の施術分から、初療の日から1年以上経過し、かつ1か月の施術を受けた回数が16回以上の患者の申請書については「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」の添付が必要になります。

様式について、マッサージ用、はり・きゅう用いずれも当広域連合ホームページにてダウンロード可能です。

(7) 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の記入について

- ・初療の日から1年以上経過し、かつ1か月の施術を受けた回数が16回以上の者については、施術者が「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」の記入を行い、申請書に添付すること（原本以外不可）。
- ・施術回数については、施術所単位で考える（施術者ごとではない）。
- ・複数の施術者が同一月内に施術を行った場合、「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」は中心的に施術を行った施術者が代表して記入を行う。
- ・月の途中で初療の日から1年を経過する場合は、当該月の初療の日から1年を経過した日以降に行われた回数を判断する。

例）初療日が平成28年7月5日の場合。

平成29年7月5日に「1年が経過」する。

7月1日から施術を受けていても「平成29年7月5日から31日の間」に16回以上の施術が行われれば「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」が必要。

平成29年8月以降は、1日からの回数。

2 はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の額

(1) あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の額

※ 平成30年6月1日以降の施術分より改定

① マッサージ 1局所につき340円

② 温庵法の併術 1回につき80円加算

* 温庵法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円となります。

③ 変形徒手矯正術 1肢につき780円

④ 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4kmを超えた場合は、一律2,700円とします。

注2 片道16kmを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外
は認められません。

【施術料一覧表】

施術内容	マ ャ サ ー ジ (1局所につき)	軀 幹	340 円
		右上肢	340 円
		左上肢	340 円
		右下肢	340 円
		左下肢	340 円
	変形徒手矯正術 (1肢につき)		780 円
	温 庵 法 (1回につき)		80 円
	温庵法・電気光線器具 (1回につき)		110 円
	往療料 4kmまで		2,300 円
	往療料 4.0km を超えて 16.0km まで		2,700 円
	16 km を超える場合	往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外認められない。	

⑤ 施術報告書交付料 300円

注 平成30年10月1日以降の施術分から適用とします。

(2) はり師、きゅう師の施術に係る療養費の額

※ 平成30年6月1日以降の施術分より改定

① 初検料

ア 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1,610円

イ 2術（はり、きゅう併用）の場合 1,660円

② 施術料

ア 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき1,540円

イ 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき1,580円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算します。

③ 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4kmを超えた場合は、一律2,700円とします。

注2 片道16kmを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外認められません。

【施術料一覧表】

初 検 料	はり又はきゅうのいずれか一方	1,610円
	はり、きゅう併用	1,660円
施 術 料	はり	1,540円
	はり（電気鍼併用）	1,570円
	きゅう	1,540円
	きゅう（電気温灸器併用）	1,570円
	はり・きゅう併用	1,580円
	はり・きゅう併用（電気鍼・電気温灸）	1,610円
	往療料 4kmまで	2,300円
往療料 4.0kmを超えて16.0kmまで		2,700円
16kmを超える場合		往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外認められない。

④ 施術報告書交付料 300円

注 平成30年10月1日以降の施術分から適用します。

(3) はり師、きゅう師の施術に係る初検料の考え方

- ① 初検料は初回のみ支給できます。
- ② 疾病が治癒後、同一月内に新たな同意に基づき新たな疾患に対して施術を行った場合は、初検料は支給可能です。
- ③ 現に施術継続中に他の疾病につき初回施術を行った場合は、それらの疾病に係る初検料は併せて1回とし、新たな初検料は支給できません。
- ④ 再発の場合は、初検料が支給可能です。（再発の取扱いについては、同意書で判断する。）
- ⑤ 施術継続中に保険種別に変更があっても初検料は、支給できません。

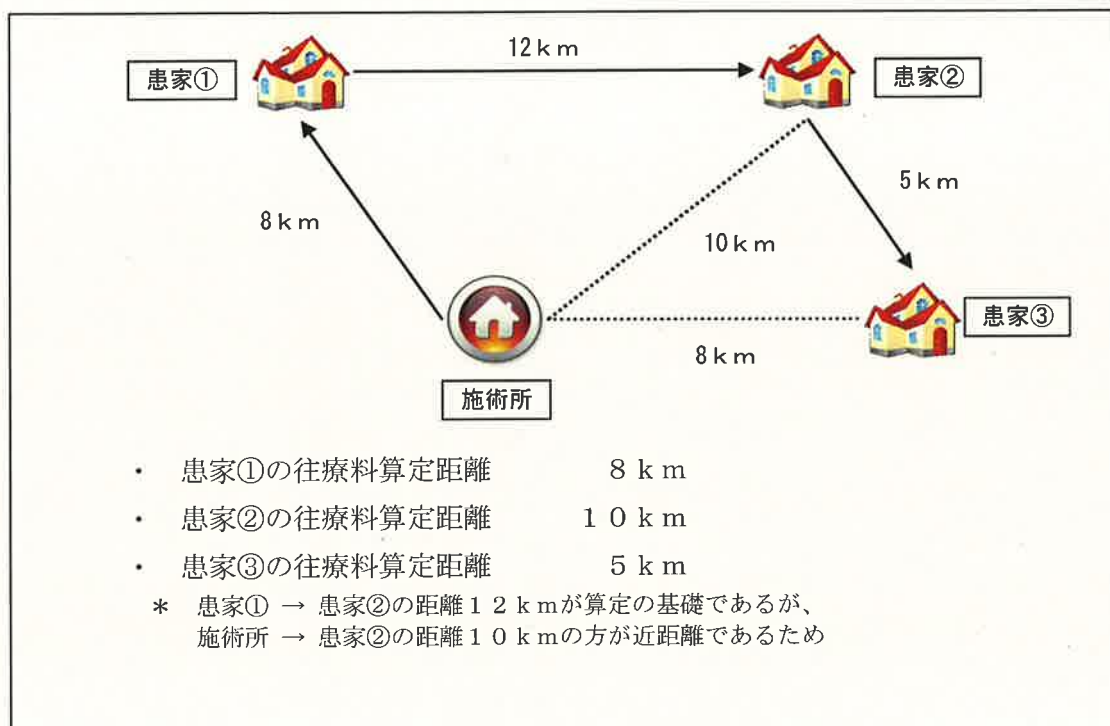
3 往療料について

(1) 支給基準

- ① 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家へ赴き施術を行った場合に支給可能です。
- ② 往療料は、治療上真に必要なと認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できます。治療上真に必要なと認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できません。
- ③ 2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以降の患家に対する往療距離の計算は、施術所の所在地又は施術者の住所地（いずれも保健所へ届けを行っている所在地又は住所地（以下同じ））を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とす

るものとされているところですが、先順位の患家から次順位の患家への距離が施術所の所在地又は施術者の住所地から次順位の患家への距離に比べ遠距離になる場合は、施術所の所在地又は施術者の住所地からの距離により往療料を支給します。

【具体例】施術所から患家①へ行き、その後患家②から患家③へ行った場合



④ 往療の距離は、施術所の所在地又は施術者の住所地と患家の直線距離を原則とし、支給します。ただし、直線距離による支給が実態に比べ著しく不合理と考えられる場合は、合理的方法により算出した距離によって差し支えありません。

⑤ 片道 1 6 k m を超える往療については、施術所の所在地又は施術者の住所地からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められます。かかる理由がなく、患家の希望により 1 6 k m を超える往療をした場合、往療料その他の療養費の支給は認められません。

なお、片道 1 6 k m を超える往療とは、2 戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第 2 位以下の患家に対する往療距離の計算ではなく、施術所の所在地又は施術者の住所地と患家の直線距離となります。

【絶対的な理由】

- ① 患家の所在地から半径 1 6 k m 以内に、患家の求める施術に対応できる施術所が存在しない場合
- ② 患家の求める施術に対応できる施術所が存在しても往療を行っていない場合

～参考：16 キロメートルを超える往診の取扱いに関する事務連絡（平成 19 年 4 月 20 日 医療課事務連絡）～

【1 6 k m を超える場合の療養費の支給について】

往療距離が 1 6 k m を超える場合であって、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がない場合には、当該往療に係る往療料その他の療養費は算定できない。

～参考：柔道整復師の往療料に関する質問 答弁書第 10 号 内閣参質 156 第 10 号（平成 18 年 3 月 31 日）～

- ⑥ 同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できません。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではありません。
- ⑦ その他留意事項

【あん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る往療料算定には、医師の同意が必要】

往療料を支給しようとする場合は、施術の同意をおこなった医師の往療に関する同意が必要であること。ただし同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合はこの限りでないこと。～はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について」（平成 22 年 5 月 24 日 保医発第 0524 第 4 号）～

【はり師・きゅう師の施術に係る往療算定には、医師の同意は必要ない】

往療料を支給する療養費支給申請書には、施術者に施術内容と併せて「摘要」欄等に往療日及び往療を必要とした理由の記入を受ける取扱いとすること。～はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項について」（平成 22 年 5 月 24 日 保医発第 0524 第 4 号）～

(2) 歩行困難の具体例

同意書及び要介護等を参考として、必要に応じて被保険者調査や医師への照会も行い、総合的に支給決定を行います。具体例については、下記のとおりです。

NO	具 体 例	支給の可否
1	寝たきり状態	可
2	車椅子で生活している場合 (介助者が車椅子を押さないと身動きがとれない場合)	可
3	歩いて医療機関等へ通院している場合	否
4	家族の送迎を利用して医療機関へ通院している場合	心身の状態、医療機関への通院状況（通院方法・通院回数・往診の有無等）等も勘案し総合的に判断します。
5	認知症、精神疾患の患者（歩行できる状態）	
6	車椅子で生活している場合	
7	家屋内は歩けるが、医療機関や買い物等にはタクシーを利用して行っている場合	

(3) 定期的・計画的な往療の具体例

NO	具 体 例	支給の可否
1	被保険者が介護をうけるなどして、施術を受ける時間が限定されており、患家の求めに応じて施術の日時を決めている場合	可
2	被保険者の求めではなく、施術者の都合で毎週同じ曜日に往療を行っている場合	否
3	施術者の都合であらかじめ次の施術日を決めている場合	否

4 留意事項（特に留意すべき点について）

- ① 保険医療機関に入院中の患者の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても療養費は支給できません。
- ② 患家とは、居宅又は介護老人福祉施設等の入所施設に限ります。通所介護を行っている施設は、患家に含みません。また短期入所事業所や小規模多機能居宅介護事業所に短期的に入所されている場合は、原則的には患家とは認められませんが、やむを得ない理由がある場合は認められる場合がありますので、申請書摘要欄等に理由を記載してください。
- ③ 同一疾患において、宮崎県後期高齢者医療広域連合はり・きゅう・マッサージ等施術料助成と療養費との併用は認められません。
- ④ 医師の同意が得られていない施術については、療養費の支給は認められません。

5 申請から審査・支払までの流れについて

(1) 審査委託について

- ・ 受付及び審査業務について、平成24年8月受付分より業者へ委託しております。それに伴い、申請書受付及び支払等について以下のとおりとなります。提出先は次項のとおりです。

(2) 申請書提出について

① 提出先

〒880-8581

宮崎市下原町231番地1 宮崎県国民健康保険団体連合会

※ はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業については、これまでどおり広域連合への提出となりますので、療養費支給申請書と同封しないよう御注意ください。

② 提出期限

- ・ 原則として毎月10日（必着）までとなります。

※ 期限を過ぎて到着した分は、翌月受付分とさせていただきます。

③ 提出方法について

- ・ 直接窓口へ提出する場合、締切日以前は本館3階「審査業務課」窓口にて受付いたしますが、提出締切日のみ本館1階ライブラリー室（正面玄関入って左側）にて受付いたします。
また、受付時間は、月曜から金曜日の8時30分から17時までとなります。基本的には、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の受付は行っておりません。

- ・ 郵送の場合は、朱書きで「療養費（はり、きゅう、マッサージ）申請書在中」と記入してください。また、傷病名や加療の状況といった重要な個人情報が含まれており、紛失、遅延といった事故防止のため、信書郵便（レターパック等）、宅配便及び書留等の所在が確認できる方法での提出に御協力をお願いします。

④ 申請書様式の統一について

- ・ 宮崎県内の施術団体との協議のうえ、平成25年4月1日以降の提出分より統一様式で運用を開始しております。統一様式につきましては、広域連合のホームページにてダウンロードできますので御活用ください。（<http://www.miyazaki-kourei-kouiki.jp/>）

⑤ 申請書に添付する様式について

- ・ 下記の様式について、申請書に添付して提出していただきますようお願いします。

また、必ず被保険者番号順に（申請書）→（添付書類）→（同意書）の順に並べて提出していただき、のり付け、ホチキス止めはしないようお願いします。

ア 療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請総括表（別紙1）

イ 療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請総括表明細書（別紙2）

ウ 療養費（はり・きゅう・マッサージ）往療内訳書（別紙3）

エ 1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書（はり・きゅう用）

⑥ 返戻となった申請書の再提出方法について

- ・ 返戻となった申請書につきましては、単体で再提出しないようお願いいたします。必ず次回の請求分と一緒に綴じて(請求書等の集計にも含めて)ご提出いただきますようお願いいたします。
- ・ 返戻等による再提出分については、療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請総括表明細書（別紙２）「備考」欄にその旨記載をお願いします。

⑦ 取り下げ方法について

- ・ 申請書を提出した当月に取り下げが必要になった場合は、療養費（はり・きゅう・マッサージ）支給申請取り下げ依頼書（別紙４）にて月末までにご依頼いただければ、支払前の取り下げが可能です。それ以降の申し出につきましては、別途ご連絡ください(事故防止のため、電話等による口頭の取り下げはご遠慮願います。)

(3) 支給決定及び支払方法について

- ① (2)で受付した申請書は、保険者で被保険者資格及び申請内容の審査を行った後、正当な支給申請書と認められれば、提出月の翌月の支給対象となります。
- ② 支払日は毎月２０日とします。但し、２０日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。
- ③ 支給が決定したものについては、従来のとおり、支給決定通知書及び内訳書を送付します。
- ④ 審査の結果、書類不備等がある支給申請書は、返戻いたします。支給申請書に返戻事由を記した付箋を貼付いたしますので、訂正のうえ再提出してください。

※ 申請及び支給についての問い合わせは、これまでと同様に広域連合へお願いします。

【問合せ先】 〒８８０－０８０５

宮崎市橋通東１丁目７番４号 第一宮銀ビル３階

宮崎県後期高齢者医療広域連合業務課

電話 ０９８５－６２－０９２１（直通）

6 施術者情報の登録について

(1) 新規登録について

- ・ 支給申請を行う際には、事前に下記の書類の提出をお願いいたします。
 - ① 療養費（はり・きゅう・マッサージ）取扱申出書（新規登録用）（別紙5）
 - ※ 記入方法については、別紙5の記入例を参照してください。
 - ② 保健所に提出した開設届の写し
 - ※ 必ず①の申出書に添付してください。
- ・ 届出完了後、こちらから登録内容確認書（施術者番号・支払区分・登録内容）を通知します。
なお、申請書への記入方法については、記入例を参照してください。

【注意事項】

- ・ 施術者番号は、施術者個人毎に割当てますので、複数の施術者が所属している施術所については、施術者の人数分届出を提出してください。
- ・ 施術所名、施術所住所、施術所代表者、施術者氏名及び免許種別については、必ず保健所に届出を行ったものと同一内容を記入してください。

(2) 変更・廃止に係る届出について

- ・ 届出内容について変更が生じた場合又は施術所を廃止する場合は、速やかに療養費（はり・きゅう・マッサージ）取扱申出書（変更・廃止用）（別紙6）にて届出を行ってください。
 - ※ 記入方法については、別紙6の記入例を参照してください。
- ・ 変更届受付後、変更内容の如何にかかわらず、登録内容確認書（施術者番号・変更した内容）を通知します。

① 変更の届出が必要となるのは、主に以下の場合等です。

- ア 施術所名及び施術所所在地が変更になった場合
- イ 施術所代表者名が変更になった場合
- ウ 当該施術者の氏名や免許種別が変更になった場合
- エ 団体に加盟若しくは脱退した場合
- オ 振込口座が変更になった場合

※ 保健所に提出した変更届の写しを、申出書に添付してください。

② 廃止の届出が必要となるのは、主に以下の場合等です。

- ア 施術所を廃止する場合（所属する全ての施術者について、提出をお願いします。）。
- イ 施術者が施術所を辞めた場合（他の施術所へ移る場合は、新しい施術所での新規登録も必要になります。）。
- ウ 施術者が施術所から独立し、新たに開業する場合（新しい施術所での新規登録も必要となります。）。

* 申請受付から支払までのフロー図

